

～児童思春期外来の診療に関するQ&A～

1 どのような症状(行動)が診療の対象になりますか？

症状(行動)例

- * 授業中、先生の指示がきけず、落ち着いて座ってられない。
- * 突然キレて、手がつけられなくなる。
- * 学力の著しい偏りがある。(読み・書き・計算などの一部だけができない。)
- * 同じ行動に強くこだわる。本人が日常生活を送る際に困る癖がある。集団行動ができない。
- * ことばが遅れている。
- * 外出せず、引きこもって家族とも話さない。
- * 学校に行くのを怖がる、学校に行けない。
- * 性格が変わったようにだらしなくなり、生活が昼夜逆転している。
- * 口数が減り、ふさぎ込み、元気がない状態が続いている。
- * イライラが強く、他人や自分の体を傷つけてしまう。(リストカットなど) など。

2 治療はどのように行うのですか？

- * 問診や検査(心理検査など)による診断のほか、必要に応じて薬物療法やカウンセリングなどにより治療を行います。
- * 学校、児童相談所など関係機関と連携をとりながら治療を進めていくこともあります。

3 どのように予約すればいいですか？

- * お電話にて「児童思春期外来」の診療予約の旨を、お申し出ください。外来の診療予約担当にて予約をおとりします。
- * 予約状況によっては、お待ちいただく場合や、ご希望の日に予約をお取りできない場合もあります。
- * 初診の場合は、診察に1～2時間程度の時間が必要となります。あらかじめご承知ください。

4 対象年齢の制限はありますか？

- * 「3歳から15歳まで」を診療の対象年齢としています。